

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ア 地域の人口構造（人口動態・労働力人口）

国勢調査によると、大槌町の総人口は昭和 55 年の 21,292 人をピークに減少を続けており、令和 2 年の総人口は 11,004 人となっている。

大槌町における年齢 3 区分別の人口構造の推移については、老年人口が昭和 55 年の 9.1%から令和 2 年には 38.2%と 40 年間で 29.1 ポイント増加している一方で、年少人口は 24.5%から 10.3%と 14.2 ポイント減少しており、少子高齢化が進行している。令和 2 年 10 月 1 日時点での労働力人口総数は 5,420 人で、そのうち就業している者は 5,091 人である。産業別の就業者比率については、第 1 次産業就業者比率 5.8%、第 2 次産業就業者比率 35.8%、第 3 次産業就業者比率 58.4%となっている。

##### イ 産業構造及び中小企業者の実態

大槌町は古くから農林水産業を中心に発展してきたが、生活圏を同じくする釜石市の鉄鋼業の繁栄により、従業員の生活を支えるため、町内でも卸売・小売業の事業者が多く存在するようになった。その後、第一次石油危機を契機として国内経済はハイテク産業へと転換が図られることとなり、鉄鋼業は下火となったが、官民連携の企業誘致活動により、近年は製造業を中心とした企業の進出・立地が進んでいる。また、建設業や宿泊業、飲食サービス業、医療及び福祉も大槌町の雇用を創出している。

経済センサス - 活動調査によると、大槌町の事業者数は、平成 21 年には 770 事業所であったが、平成 24 年には 206 事業所と大きく減少している。これは、東日本大震災による被害を町内の多数の事業者が受けたことによるものである。その後、平成 28 年には 418 事業所に増加したが、平成 21 年と比較すると、352 事業所の減少で、増減率は-45.7%となっており、未だ震災前の水準には戻っていない。

町内のほとんどの事業者は中小企業・小規模事業者であり、多くの事業者が復興工事の終了に伴う需要減少への対応や人口減少等による働き手不足、後継者不足といった課題に直面している。現状を放置すると、町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取組として町内事業者に対して、企業立地奨励補助金、融資利子の補給等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人材不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、

喫緊の課題である。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済が持続・成長していくことを目指す。そこで、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目指す。

## 2 先端設備等の種類

当町の産業は製造業や卸売・小売業、製造業、建設業等と多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を支援する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当町の産業は、臨海エリアから山間部まで広域に立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画においては町内全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

町の産業は製造業や卸売・小売業、製造業、建設業等と多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を支援する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって、本計画においては労働生産性が年平均 3 % 以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、令和 5 年 6 月 20 日から令和 7 年 6 月 19 日の 2 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 納税の円滑化及び公平性への配慮

市町村税を滞納している者については、先端設備導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。